

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事費等内訳書取扱試行要領

平成25年4月30日 理事長決裁

(趣 旨)

第1条 この要領は、入札における不正行為の排除及び入札参加者の積算技術の向上を図るため、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（平成25年4月30日制定）に定めるもののほか、入札時に提出を求める工事費等内訳書の取扱いの試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事施行要領（昭和52年11月18日制定）第2条第1号及び第3号に定める工事等をいう。
- (2) 工事費等内訳書 入札金額に対応した入札金額の積算内訳書をいう。
- (3) 工事費等内訳書の合計金額 工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。
- (4) 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領等 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定。以下「契約事務取扱要領」という。）及び一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得をいう。

(公告等)

第3条 理事長は、入札時に工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるにあたって、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定）第4条及び契約事務取扱要領第6条に規定する事項の公告等において、第6条に定めるとおり、落札者とするための入札参加条件とすることをあらかじめ明示するものとする。

(内訳書の記載方法)

第4条 内訳書は、別記様式により記載するものとする。

(内訳書の提出)

第5条 理事長は、第2条第1号に定める工事等のうち、一般競争入札に付すものについて、第1回の入札の際に、入札に参加しようとする者に内訳書を提出させるものとする。

2 前項において提出された内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(落札等の条件)

第6条 前条第1項により提出された内訳書のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかつ

た者を除く。)については、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。

(1) 内訳書の提出があること

(2) 内訳書の合計金額と第1回の入札書の記載金額が一致すること

(3) その他内訳書の内容に疑義が無いこと

2 前項各号に定める条件のすべてを満たさない場合は、当該入札の落札者としな

いものとする。

(委 任)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年4月30日から施行する。

2 この要領は、平成25年5月1日以後に公告される工事等から適用する。